

令和6年度

米原市財政健全化および  
経営健全化審査意見書

監 委 第 1 0 2 1 号

令和 7 年(2025 年) 8 月 8 日

米 原 市 長 角 田 航 也 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 中 川 松 雄

令和 6 年度 米原市財政健全化および経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

— 目 次 —

○令和6年度 米原市財政健全化審査意見書

第1	審査の対象	93
第2	審査の期間	93
第3	審査の手続	93
第4	審査の結果	93
第5	健全化判断比率について	94
1	健全化判断比率等の対象会計	94
2	実質赤字比率について	95
3	連結実質赤字比率について	95
4	実質公債費比率について	97
5	将来負担比率について	99

○令和6年度 米原市経営健全化審査意見書

第1	審査の対象	100
第2	審査の期間	100
第3	審査の手続	100
第4	審査の結果	100
第5	資金不足比率について	101

○むすび	102
------	-----

※ 注記 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「－」…… 皆無または該当数値なし  
「0」…… 該当数値はあるが、単位未満のもの

## 令和6年度 米原市財政健全化審査意見書

### 第1 審査の対象

- 1 審査に付された令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月8日（金）まで

### 第3 審査の手続

この健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）第3条第1項の規定に基づき、米原市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

#### ▽健全化判断比率の状況

（単位：％）

健全化判断比率	令和6年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
ア 実質赤字比率	—	12.90	20.00
イ 連結実質赤字比率	—	17.90	30.00
ウ 実質公債費比率	4.1	25.00	35.00
エ 将来負担比率	—	350.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上になった場合、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。令和6年度における本市の健全化判断比率については、全ての財政指標において早期健全化基準未満であった。

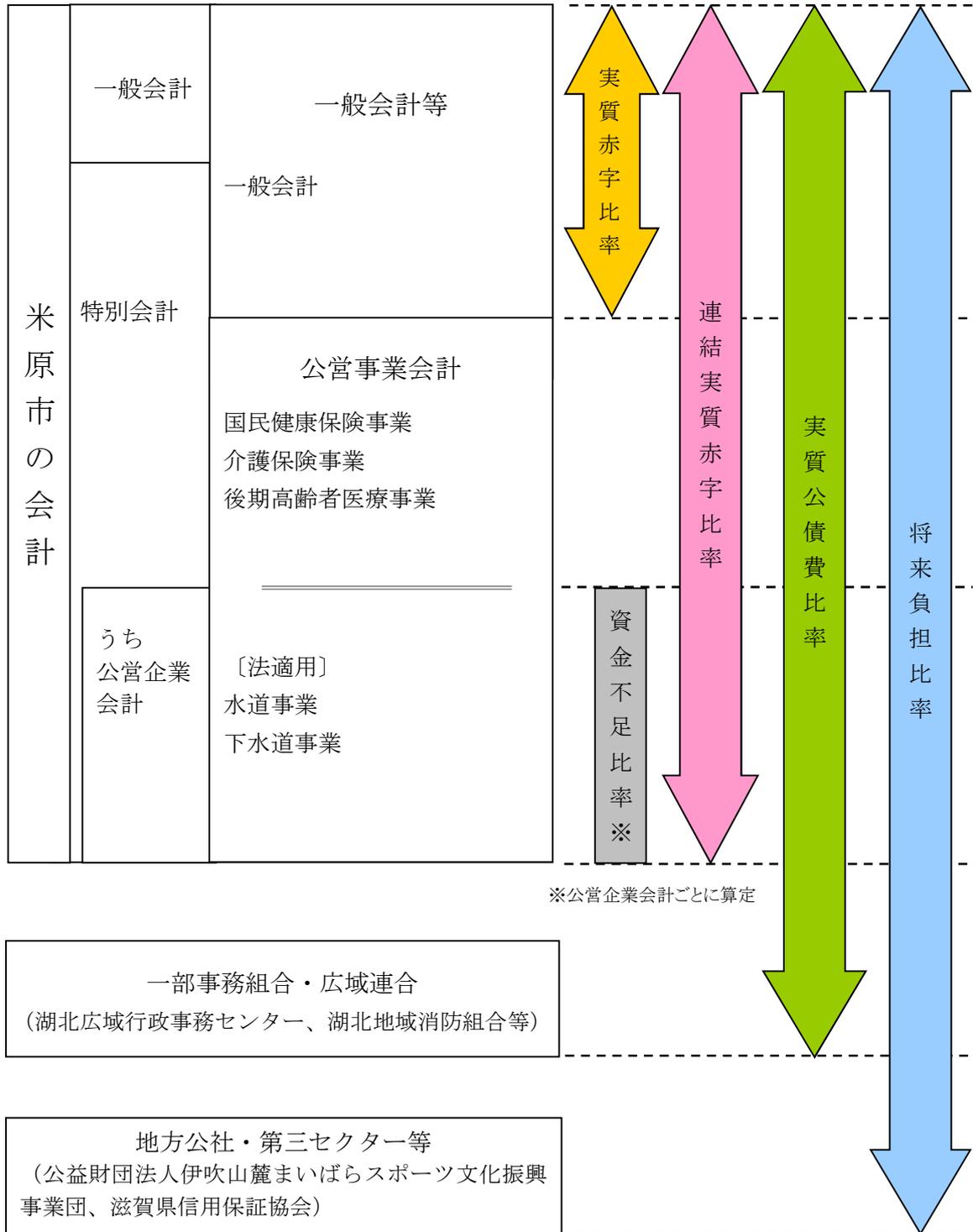
- ア 実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算定されなかった。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生しなかったため算定されなかった。
- ウ 実質公債費比率は4.1％で、早期健全化基準の25.00％を下回った。
- エ 将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等を下回るため算定されなかった。

※ 早期健全化基準とは、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政健全化計画の策定など、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなる。

※ 財政再生基準とは、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政再生計画の策定など国等の関与による確実な再生を図ることとなる。

第5 健全化判断比率について

1 健全化判断比率等の対象会計



## 2 実質赤字比率について

### (1) 算定方法

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

#### ○一般会計等の実質赤字額

一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

#### ○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算したものをいう。なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされている。

### (2) 算定結果

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} &= \frac{0}{13,502,750} \times 100 \\ &= \text{—} \% (\Delta 5.19\%) \end{aligned}$$

## 3 連結実質赤字比率について

### (1) 算定方法

すべての会計の赤字や黒字を合算して赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

#### ○連結実質赤字額

次の①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

①一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

## (2) 算定結果

## ア 連結実質赤字額

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{① } & \boxed{0} + \text{② } \boxed{0} = \boxed{0} \\ \text{③ } & \boxed{826,446} + \text{④ } \boxed{1,004,495} = \boxed{1,830,941} \end{aligned}$$

## イ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額} &= \frac{\text{①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額 } \boxed{0}}{\text{標準財政規模 } \boxed{13,502,750}} \times 100 \\ &= \boxed{-} \% (\Delta 13.55\%) \end{aligned}$$

(単位：千円・%)

会計区分	実質収支額	(2)算定結果の 該当項目
一般会計等 (A)	701,572	③
標準財政規模	13,502,750	
実質赤字比率	$\Delta 5.19$	

会計区分	実質収支額	(2)算定結果の 該当項目
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	③
	介護保険事業特別会計	
	後期高齢者医療事業特別会計	
小計 (B)	124,874	

会計区分	資金剰余額	(2)算定結果の 該当項目
公営企業 会計	水道事業会計	④
	下水道事業会計	
小計 (C)	1,004,495	

合計 (A+B+C)	1,830,941	
標準財政規模	13,502,750	
連結実質赤字比率	$\Delta 13.55$	

※ 実質収支または連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

## 4 実質公債費比率について

### (1) 算定方法

借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、次により算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模}-\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(3か年平均)

※ 元利償還金は繰上償還を控除したもの

○準元利償還金：次の①から⑤までの合計額

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子

### (2) 算定結果

#### 令和4年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 2,072,477 \text{ + 準元利償還金 } 1,175,614 \text{ )} \\ - \text{(特定財源 } 76,395 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,631,258 \text{ )} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,112,427 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,631,258 \end{array} \times 100$$

$$= 5.15628 \%$$

#### 令和5年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 2,083,758 \text{ + 準元利償還金 } 1,107,624 \text{ )} \\ - \text{(特定財源 } 78,478 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,647,228 \text{ )} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,293,332 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,647,228 \end{array} \times 100$$

$$= 4.37414 \%$$

#### 令和6年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 2,186,099 \text{ + 準元利償還金 } 854,839 \text{ )} \\ - \text{(特定財源 } 224,026 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,501,363 \text{ )} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,502,750 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,501,363 \end{array} \times 100$$

$$= 2.86827 \%$$

○令和6年度の実質公債費比率

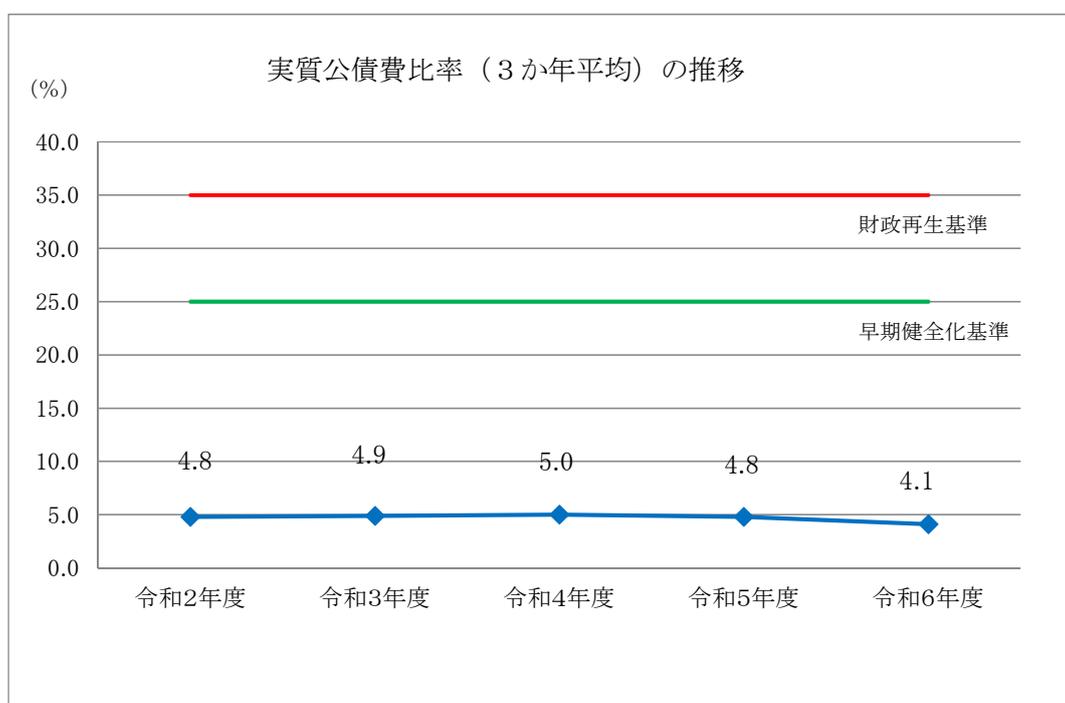
(単位：%)

	単年度比率			3か年平均
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実質公債費比率	5.2	4.4	2.9	4.1

※ 単年度比率は表示単位未満四捨五入、3か年平均は小数点第2位以下切捨て

令和6年度においては、単年度比率は1.5ポイント低下し、3か年平均は0.7ポイント低下した。

○過去5か年の実質公債費比率（3か年平均）の推移





## 令和6年度 米原市経営健全化審査意見書

### 第1 審査の対象

令和6年度 米原市水道事業会計

令和6年度 米原市下水道事業会計

上記各会計決算について、審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月8日（金）まで

### 第3 審査の手続

この資金不足比率審査は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、米原市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

▽各会計の資金不足比率の状況

(単位:%)

会 計 名	令和6年度	経営健全化 基 準
米原市水道事業会計	—	20.0
米原市下水道事業会計	—	

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額の事業規模等に対する比率で、令和6年度においては、本市の全ての会計において資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

※ 資金不足額が算定されない場合は、資金不足比率は「—」となる。

※ 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。この基準を超えると、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした経営健全化計画を定めなければならない。

## 第5 資金不足比率について

### (1) 資金不足比率の対象会計

①公営企業会計(法適用)・・地方公営企業法第2条のうち同法の規定の全部または一部を適用する事業

ア 米原市水道事業会計

イ 米原市下水道事業会計

②公営企業会計(法非適用)・・地方財政法第6条および地方財政法施行令第46条に定める事業のうち①以外の事業

米原市に対象事業なし

### (2) 算定方法

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

#### ○資金の不足額

法適用企業

= 流動負債(控除企業債等を除いた額) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

#### ○事業の規模

法適用企業

= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

### (3) 算定結果

#### ア 米原市水道事業会計

(単位:千円)

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債 } 207,218 + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ &\quad \text{地方債現在高 } 0 - \text{流動資産 } 1,128,819 - \text{解消可能資金不足額 } 0 \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額 } 683,645 - \text{受託工事収益の額 } 12,903 \\ &= \text{—} \% \quad (\Delta 137.40\%) \end{aligned}$$

#### イ 米原市下水道事業会計

(単位:千円)

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債 } 265,242 + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ &\quad \text{地方債現在高 } 0 - \text{流動資産 } 348,136 - \text{解消可能資金不足額 } 0 \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額 } 665,971 - \text{受託工事収益の額 } 0 \\ &= \text{—} \% \quad (\Delta 12.45\%) \end{aligned}$$

## むすび

令和6年度の健全化判断比率について、実質赤字比率および連結実質赤字比率は、各会計において実質赤字および資金不足が生じていないため算定されない。また、将来負担比率も将来負担額を充当可能財源等が上回っているため算定されておらず、いずれの指標とも健全な範囲内であった。実質公債費比率（単年度）は、元利償還金が増加傾向にあったが今後は横ばいとなる見込みである一方で、公営企業会計の地方債償還の財源に充てた繰入金下水道事業債の償還ピークを過ぎたことや、令和6年度から下水道資本費平準化債の発行可能額の拡充などに伴い減少傾向であること、標準財政規模等が増加したことなどの影響により、昨年度と比べ1.5ポイント低下した。また、実質公債費比率（3か年平均）についても、0.7ポイント低下している。これまで取り組まれた繰上償還等による公債費の抑制効果もあって早期健全化基準の25%を大きく下回っている状況である。今後は、元利償還金は横ばいで推移していく見込みであり、公営企業の地方債償還の財源に充てた繰入金は減少していく傾向であることから、実質公債費比率は微減となることが期待できるため、引き続き将来負担を考慮した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に向け取り組まれない。

公営企業における資金不足比率については、各会計において資金不足額がないことから算定されず、それぞれ健全な範囲内であった。各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画等を着実に遂行し、健全で安定した経営基盤の構築に向け取り組まれない。